

(被災職員様へ) 本書に認定通知書の写しを必ず添付して、医療機関(院外薬局)の窓口に提出してください。

医療機関・薬局へのお願い

地方公務員災害補償基金京都府支部

このたび、別添職員に係る療養費用につきましては、地方公務員災害補償法の規定により、当支部が負担することになりました。

ついては、療養費の請求に関し、下記の点にご留意いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、既に共済組合や自賠責保険等に対して請求済みの場合には、改めて当支部へ請求し直していただく必要はありません。

1 療養費の請求について

「療養補償請求書」の記載箇所

- ・「1 補償費用の受領委任」中、「受任者」欄の記名・押印
- ・「9 送金希望の場合」中、「振込み」・「預金名義者名」欄
- ・「10 診療費請求明細」欄

摘要欄等記入欄が不足する場合は、適宜用紙を追加してください。

また、「傷病の経過」・「転帰」欄についても、必ず記入願います。

- (1) 診療費の算定は、社会保険診療報酬点数計算、労災保険、労災保険柔道整復師施術料金算定基準に準じてお願いします。
- (2) 認定通知書に記載の傷病名以外の傷病がある場合は、原則として補償(支払)の対象になりませんので、必ず被災職員又は所属へ連絡願います。
- (3) 診断書等の費用は、労災保険に準じて請求願います(非課税です)。
- (4) 「療養補償請求書」は、原則として、1月に1枚作成してください。
- (5) 入院に際して、個室・上級室等へ収容した場合は、療養上の必要性についての、主治医の証明書(支部様式第13号)を添付してください。

(6) 請求方法について

(貴院が*基金指定医療機関等の場合) ※ 労災保険指定医療機関とは異なります。

被災職員に「療養の給付請求書(様式第5号)」及び「診療費請求書(支部様式第8号)」の提出を求め、当支部へ送付してください。

なお、2回目以降は「診療費請求書」により請求してください。

(貴院が基金指定医療機関以外の場合)

被災職員に「療養補償請求書(様式第6号)」の提出を求め、必ず被災職員又は所属へ提出してください。

(7) その他

ア 歯科については、社会保険用の「診療報酬明細書」に記入の上、「療養(診療費)補償請求書」に添付してください(治療上必要と認められる歯科補綴については、事前に当支部あて見積書(支部様式第11号)を提出してください)。

イ 貴院が柔道整復師の場合には、骨折・脱臼の施術(応急手当を除く。)については、当該施術に対し医師の同意を得ている旨、及びその医療機関・医師名を摘要欄に記入してください。

2 既に被災職員が共済組合員証を使用したり、自分で全額支払った場合

本人支払分を当支部が負担する必要がありますので、被災職員が持参する「療養補償請求書」裏面の「10 診療費請求明細」欄に記入いただくか、又は請求済みのレセプトの写しを添付の上、裏面の下段に貴院の証明を付して、被災職員に渡してください。共済組合へ請求済みの診療費については、共済組合と当支部の間で調整しますので、改めての請求は不要です。

3 認定傷病が治ゆ(症状固定)した場合

基金では、完全治ゆのほか、その症状が固定し、もはや医療効果が期待できなくなった状態をもって、治ゆとして取り扱い、それ以後は補償の対象となりませんので、認定傷病が治ゆした場合は、その旨を被災職員に教えてください。

・請求用紙が足りない場合や、証明書等の用紙を必要とする場合は、被災職員又は所属へ連絡願います。

・基金のホームページには、様式集や医療機関からのよくある質問等を掲載しています。

地方公務員災害補償基金京都府支部

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入

(京都府職員総務課(公務災害担当)内)

TEL 075-431-4216

<http://www.pref.kyoto.jp/chikousai/index.html>